

市役所では税務相談の際国民年金への加入を勧めていた。

49年2月当時は特例納付のできる期間であり、申立人は当時の同僚に申立期間中に保険料を納付していると話していた。

加えて、申立人は 申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していた。

3. 特例一括納付の時期の問題(国民年金)～昭和16年生まれ的女性～
社会保険庁記録 昭和36年9月～昭和45年3月までの納付記録がない

申立人の主張 昭和40年ごろ、区役所で国民年金の加入手続きを行い、5年間分ぐらいを一括納付、その後は集金人に納付。未納となっていることは納得できない。

第三者委員会結論 46年9月から45年3月まで納付していたものと認めることはできない。

委員会判断理由 申立人の国民年金手帳(昭和45年5月1日発行)の記載が昭和36年9月(20歳)からの強制加入者となっている点については、市の事務処理上20歳からの強制加入者として取り扱ったため。昭和40年当時特例一括納付は実施されておらず5年間分を一括納付することはありえない。さらに、40年ごろ加入手続きを行った際に交付された記号番号が45年発行の国民年金手帳の記号番号と同じものであると本人は主張しているが年金番号払出簿において45年に払い出された番号が、それ以前に払い出されて使用されていたとは考えにくい。

4. 学生の任意加入～昭和43年生まれ男性～

社会保険庁記録 昭和63年12月～平成3年3月までの納付記録がない

申立人の主張 昭和63年12月から平成3年3月まで学生として任意加入し、国民年金手帳の被保険者となった日の欄には昭和63年の誕生日の前日が記載。当時保険料は銀行引落としにより納付したと記憶しており納得できない。

第三者委員会結論 申立期間について納付していたものと認めることは出来ない。

委員会判断理由 申立人が申立期間について任意加入を行い、保険料を銀行口座振替で納付していたことを示す関連資料がない。

また、申立人の国民年金手帳番号記号は平成2年8月に取り消され還付記録はない。

また、申立人に対して学生も強制加入となった平成3年5月に再び記号番号が払い出されている。

この期間既に取り消された記号番号で銀行口座振替納付を行っていたとするのは不自然である。

さらに、20歳当時別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらない。

5. 厚生年金保険被保険者として～昭和26年うまれ男性～

社会保険庁記録 昭和45年7月～46年3月までの加入記録がない

申立人の主張 申立期間については、親族とともに勤務しており、当時の社長も申立人の顔を覚えているので、厚生年金の被保険者であることを認めてほしい。

第三者委員会結論 申立期間について、厚生年金保険被保険者として保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

委員会判断理由 申立人が勤務していたとする会社から社会保険関係の業務を委託されていた社会保険労務士が保管する当該事業所の台帳に申立人の親族に関する記録は

あるが、申立人の記録はない。
雇用保険の加入記録にも申立人の記録は存在しない。これらを総合的に判断し、認められない。

●西尾の解説

第三者委員会への申立は、圧倒的に国民年金が多いです。

厚生年金の場合は、会社としての記録、本人の給与明細等でかなり

証拠立てが容易ですが、問題は国民年金です。

上記事例で、「特例納付」という言葉が出てきましたよね。

これはどういうことかと申しますと....

学生の納付特例以外の通常の国民年金の場合、保険料の納付には時効があります。遡っての納付は2年前までです。

国民年金は、国民皆年金システムで強制加入とはなっていますが、システムがスタートしたのは昭和36年。昭和40年代～昭和50年代前半はまだまだ国民年金の一般的な認知度は低かったのです。

そこで、政府はこういう「いいシステムがあるよ。いま掛け金を掛けておくと老後は安心だよ。本当は時効で2年以上前の分は納められないけど、いままで知らなかった人のために、いまなら過去の分まとめて納めてOK にしてあげるよ。」という特例納付制度を3回にわたって実施しました。「特例納付」が行われた時期と件数は次の通りです。

1回目 昭和45年7月～昭和46年6月＝約219万件

2回目 昭和49年1月～昭和50年12月＝約280万件

3回目 昭和54年7月～昭和55年6月＝約229万件

当時、国民年金の保険料は市役所、区役所、町役場で徴収していました。残念なことですが、一括納付された保険料の着服や横領もあったと聞いています。

確かに納付していても、何十年も前の記憶はあいまい、領収書もなく、そして、そのような事実はなかった、と突っぱねられたケースの中に横領や着服は絶対になかった！とは言い切れないのではないのでしょうか。

また、事例の明暗を分けているのは、証拠の有無と記憶。

そして、国民年金の場合は申立期間以後しっかり保険料を納めていたと言う実績です。

当初、「人柄を見て....。」などという話もありましたが、実際は厳しい審査と判断がなされています。

証拠がなく、記憶があいまいな場合、人柄以前に認められないというのが現実です。

納付記録に不備があり、疑問を感じながらも

現時点までに異議を申し立てることもなくお亡くなりになってしまった方もおいでになると思います。

また、特別支給の老齢厚生年金、受給権があるにもかかわらず時効で受給できない方も大勢おいでです。

西尾は以下の2案を是非是非実施して欲しいと考えます。

1. 特別支給の老齢厚生年金の時効の撤廃
2. 第三者委員会に異議申し立てをしてきた人で、完全に記憶違いだった場合を除き、異議のある人で高齢の人にはとりあえず年金を支給する。もし本人が虚偽の申立をしていたことが実証された場合には倍返し。

高齢の方に残された時間は多くはありません。そして今日の前の生活に困っている場合が多いです。

保険料を払ったと異議申し立てをしている65歳以上の人には、ごたごた言わず年金を支給してあげてください。

昭和36年に年金制度がスタートした時には、無拠出の老齢年金(保険料を支払わずにもらった福祉的な性格の老齢年金)だってあったのですから。

第三者委員会の運営、維持にかかる費用と、異議申し立てをしてきた65歳以上の人に支払う年金、もしかしたら、とんとんかもしれないと私は思うくらいです。

=====
★トピックス～ねんきん特別便に要注意！～

宙に浮いたやく5000万件の年金問題、社会保険庁が開始した名寄せ作業で各加入者の基礎年金番号と結びつく可能性のある記録が出てきた場合、この12月17日～平成20年3月までをめぐり、「ねんきん特別便」が順次送付される予定です。

ここで、注意事項その1

今お持ちの年金手帳を今一度確認してください。現在の住所と年金手帳の住所が違っている場合、ご結婚等でお名前が変わっている場合、住所・氏名等の変更手続きをなさってください。

手続き先は

年金の受給者、60歳以上で年金を受給なさってない方→社会保険事務所
国民年金の第1号被保険者(自営業等)→市区町村の国民年金担当窓口
国民年金の第3号被保険者(会社員の配偶者)→配偶者の勤務先の
社会保険担当者

厚生年金のある会社にお勤めの方→会社の社会保険担当者

注意事項その2

来年3月までにねんきん特別便が送られてくる人は、記録漏れ等がある可能性が非常に高い人です。

ねんきん特別便が送られてきた場合、内容物を確認の上、ご自身の加入記録と詳細に照合し、必ず確認はがきを返送する、手続きに行く等のアクションを起こしてください。

ご親族等、身近な方にねんきん特別便が送られてきた場合等お忙しくとも決してなござりになさらないようアドバイスしてあげてくださいね。

注意事項その3

来年3月までにねんきん特別便が送られてこなかった場合、上記以外の年金受給者へは平成20年4月～5月まで
上記以外のすべての現役加入者へは平成20年6月～10月までに「ねんきん特別便」が送付されることになっています。

20歳以上の方で、全く年金とは関係なかったと断言できる方を除いて作業が遅れているという広報等が社会保険庁からなされない場合で年金受給者の方は平成20年5月を過ぎても

また現役世代の方は平成20年10月を過ぎても

何の送付物も送られてこなかった方は、社会保険事務所に確認なさってみることをお勧めします。

詳しくは以下の社会保険庁のWEBサイトを確認なさってみてくださいね。

<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/tokubetsubin/index.html>

~~~~~編集後記~~~~~

今年最後となったメルマガをお届けします。

皆様、今年は実りある年でいらっしゃいましたか？

私は、努力した分だけそこそこいい年であったようでございます。

今年1年西尾のメルマガをご愛読くださりまして本当にありがとうございました。

来年の皆様のご多幸とご健康を心よりお祈り申し上げます。

来年こそ、年金も各種保険も全国民にとってもう少し親切で安心できるようになりますよう

祈るとともに、社会保険労務士として

声を上げ努力していこうと思っております。

どうか皆様よいお年を！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
